

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願11種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

いわゆる商工ローンの高金利、過剰貸付、脅迫的取立てなどが社会的批判を浴びる中で、貸金業に対する規制の強化を求める声が一段と強くなり、自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党所属の衆議院議員共同提出による**貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案**を賛成多数で可決した。本法律案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を年40.004%から年29.2%に引き下げようとするものである。委員会における質疑では、出資法の上限金利引下げに伴う中小の貸金業者への影響、改正後も出資法第5条2項の上限金利と利息制限法第1条の上限金利との間の刑事罰の無いグレーゾーンが存続する理由、消費者になじみのない根保証契約における保証人保護の実効性、資金需要者の返済能力に見合わない過剰貸付けの防止策等が質された。

なお、衆議院においては、民主党、日本共産党からもそれぞれ対案が提出されたが、大蔵委員会でいずれも賛成少数で否決されている。

〔国政調査等〕

まず、11月9日、宮澤大蔵大臣から財政及び金融等の諸施策について説明を聴取した。

次いで、同11日、午前中は一般調査として、宮澤大蔵大臣、越智金融再生委員長等に対する質疑が行われた。委員会では、経済の現状認識と新しい経済対策の関係、ペイオフ実施後の新しい金融セーフティーネットの方向性、貸金業への行政の対応状況及び今後の金利規制の在り方などが質された。

同日午後は、商工ローン問題について、株式会社日栄代表取締役社長松田一男君、株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君を参考人に招致した。質疑では、「高金利で中小企業を食い物にしているのではないか」、「脅迫的な取立てを会社のマニュアルで指導しているのではないか」との問いに対し、松田参考人は、「ボランティアの仕事をしているわけではない」、「マニュアルは現場がつくったもので会社が正式に出したのものではない」と答え、「高金利は中小企業にとって過酷ではないか」、「職員の勤続年数が短いのは業務が過酷なためではないか」との問いに対し、大島参考人は、「金利はマーケットにおいて、市場メカニズムで決まるものである」、「勤続年数が少ないのは、毎年新しい職員が多数入社しているためである」と答えた。

12月9日には、同3日に国会に提出された日本銀行法第54条に基づく**通貨及び金融の調**

節に関する報告について速水日本銀行総裁から説明を聴取するとともに、翌10日、同報告について、ゼロ金利の継続の見通し、外為市場への介入資金の非不胎化政策を採ることとなった理由、ペイオフ実施についての見解などが速水総裁等に質された。

会期末の12月14日、先に参考人で招致した両名について証人喚問を行い、午前は株式会社日栄代表取締役社長松田一男君を、午後は株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君をそれぞれ尋問した。松田証人には、「『目ん玉を売れ』、『腎臓を売れ』というような脅迫的言辞を用いて逮捕・起訴された日栄元社員新井英介被告等の取立てが証人の指示によるものか」、「社員の違法取り立てのもととなったマニュアルを証人は承知していたか」などについて質されたが、「新井被告本人に会ったことも、自分から指示した覚えもないし、会社ぐるみということはない」、「債権回収マニュアルは、各ブロック長がつくったものである」と答えた。また、大島証人には、「コンプライアンスを大切にすると書いていたが、過剰融資などは貸金業規制法第13条違反ではないか」、「一般に知られていない根保証を使うのは悪どいのではないか」、「裏マニュアルはあったのではないか」等について質されたが、「コンプライアンスは遵守しており、発言の撤回はしない」、「根保証については、銀行、同業他社でもやっており、悪どいというのは心外である」、「かなり古い時代の債権回収マニュアルはあったが、現在は正式なマニュアル以外にない」と答えた。

なお、証人喚問については、これまで証人に対する尋問中の撮影及び録音が発議証言法で禁止されていたため、いわゆる「静止画像」によるテレビ中継が行われていたが、今回は同法改正後初の喚問となり、委員長が証人の宣誓、証言中の撮影等を行うことについての両証人の意見を聴取した後、委員会に諮ったところ、各証人についていずれも全会一致で許可することとし、20年ぶりで「動画中継」が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政及び金融等の諸施策に関する件について宮澤大蔵大臣から説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年11月11日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済新生対策に関する件、貸金業に関する件、金融機関の破綻処理に関する件等について宮澤大蔵大臣、越智金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、山本法務政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、商工ローン問題に関する件について参考人株式会社日栄代表取締役社長松田一男君及び株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君に対し質疑を行った。

○平成11年12月9日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。
- 財政及び金融等に関する調査のうち、商工ローン問題について株式会社日栄代表取締役社長松田一男君及び株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年12月10日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員相沢英之君、同石原伸晃君、同谷口隆義君、同鈴木淑夫君、越智金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第10号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由

反対会派 共産

欠席会派 参院

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君、同政策委員会審議委員田谷禎三君、同理事黒田巖君、同副総裁藤原作彌君及び同理事小畑義治君に対し質疑を行った。

○平成11年12月14日（火）（第5回）

- 商工ローン問題に関する件について、証人株式会社日栄代表取締役社長松田一男君及び株式会社商工ファンド代表取締役社長大島健伸君から証言を聴いた。

○平成11年12月15日（水）（第6回）

- 請願第14号外78件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要 旨】

本法律案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証

人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

(1) 貸付条件の揭示等に係る貸付利率の表示

貸金業者が営業所等に貸付けの利率を揭示する場合等においては、利息及びみなし利息（礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭をいう。）の総額を元本の額で除して得た年率を表示すべきことを法律上明記する。

(2) 保証人に対する書面の交付

① 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証人となろうとする者に交付しなければならない。

② 貸金業者は、貸付けに係る契約について根保証契約を締結した場合において、主たる債務者と当該根保証契約に係る貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない。

③ ①又は②の違反に対しては、業務の停止その他の行政処分及び刑事罰の対象とする。

(3) 求償権等を取得した者等に対する規制

① 貸金業者の貸付けに係る契約について貸金業者と保証契約を締結した保証業者又は貸金業者から債務の弁済について委託を受けた者であって当該貸付けの契約に係る債務を弁済したことにより求償権等を取得した者に対し、取立て行為の規制、債務者等に対する書面の交付義務等につき、貸金業者と同様の規制を課す。

② ①の違反行為に対しては、所要の罰則を設ける。

③ 当該貸金業者と政令で定める密接な関係にある求償権等を取得した者等が取立て行為規制の違反行為等をした場合において、当該貸金業者がこれらの者がこれらの違反行為等をしないように相当な注意を払ったことを証明できなかったときは、当該貸金業者に対して業務停止その他の行政処分を行うことができる。

(4) 罰則の整備

貸金業規制法違反の罰則について次のように強化する。

① 誇大広告、取立て行為規制違反等 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科（改正前・6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）

② 事業報告書等不提出、検査拒否等 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科（改正前・10万円以下の罰金）

③ 貸付条件の揭示・広告義務違反、書面交付義務違反等 100万円以下の罰金（改正前・30万円以下の罰金）

④ 登録変更届出義務違反等 50万円以下の罰金（改正前・10万円以下の罰金）

- (5) その他所要の規定の整備等を行う。
- 2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正
 金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合における金利の上限を、年40.004%（1日当たり0.1096%）から年29.2%（1日当たり0.08%）に引き下げる。
- 3 利息制限法の一部改正
 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定の制限について、現在利息制限法第1条第1項に規定する利息の上限の2倍とされているものを、1.46倍に引き下げる。
- 4 その他
- (1) この法律は、平成12年6月1日から施行する。
- (2) この法律による改正後の出資法の上限金利については、この法律の施行後3年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行う。
- (3) 本法の施行に伴い必要な経過措置を置くほか、所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律における上限金利については、資金需要者の保護等に配慮しつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して、グレーゾーンの是非を含め、検討を加えるものとする。
- 一 いわゆる商工ローン問題の背景にある中小企業への円滑な資金供給確保の必要性等の観点を踏まえ、我が国の金融の在り方を総合的な見地から更に真剣に検討し、早急に対応すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
10	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外8名 (11.12.7)	11.12.7	11.12.9	11.12.8 (予備)	11.12.10 可 附帯決議	11.12.13 可 決	11.12.7 大 蔵	11.12.8 可 附帯決議	12.9 可 決